

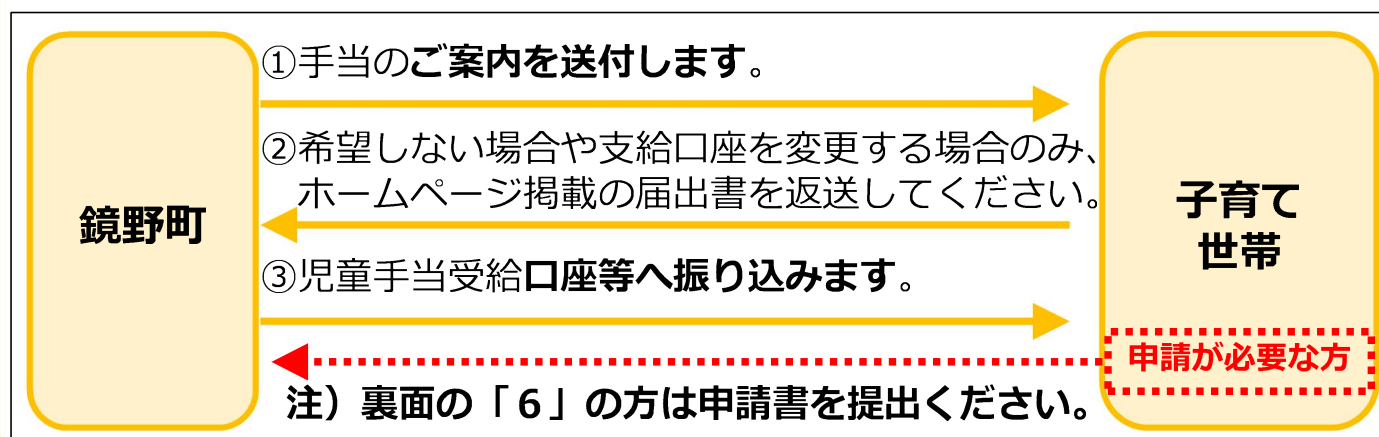
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ 1 月 30 日（金）までに届出書を返送するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和 7 年 9 月分（※）** の児童手当の支給対象児童（※令和 7 年 9 月に出生した児童については 10 月分）
- (2) 令和 7 年 10 月 1 日から **令和 8 年 3 月 31 日まで** に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記 (1) の**児童手当受給者**、または上記 (2) の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1 人につき **2 万円**（1 回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

鏡野町では 2 月中旬から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年1月30日（金）までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。同封の申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■引越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

お問い合わせ先（鏡野町役場）

子育て支援課「物価高対応子育て応援手当」窓口
電話：0868-54-2991 
（受付時間：平日8:30～17:15）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071 
（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに鏡野町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに鏡野町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

支給に当たっての注意事項

【支給対象者について】

- 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の支給を受ける方、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の支給を受ける方、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方を支給対象者とします。
- 児童手当の支給を受ける方が物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- また、児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができます場合があります。詳細は、鏡野町子育て支援課へ問い合わせてください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・ 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の対象となっているお子さん
 - ・ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生したお子さん
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり20,000円です。（1回限り）

【申請について】

- 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の支給を受ける方は、特段の申請は不要です。
 - ※ 基本的に、令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給認定を行った市区町村（令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童については、当該児童の父母等に支給する児童手当の支給認定を行った市区町村）が支給を行います。

す。

- ※ DV 被害によりお子さんとともに避難されている方で、児童手当の支給を配偶者（DV 加害者）が受けている場合についても、鏡野町で物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

【支給先について】

- 原則として、令和 7 年 9 月分（令和 7 年 9 月に出生した児童については、令和 7 年 10 月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。
- 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、手当の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続きをしてください。

【支給の辞退について】

- 支給を受けることを辞退する場合は、令和 7 年 9 月分（令和 7 年 9 月に出生した児童については、令和 7 年 10 月分）の児童手当を支給する市区町村に届け出てください。令和 7 年 10 月 1 日（令和 7 年 9 月に出生した児童については児童手当の支給認定日）以降に転入された方は、令和 7 年 9 月分（令和 7 年 9 月に出生した児童については、令和 7 年 10 月分）の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）が届出先になりますのでご注意ください。

【支給辞退の方法について】

- 届出方法は、次の 2 種類です。
 - ① 郵送届出方式：届出書を郵送により鏡野町に提出していただく方式
 - ② 窓口届出方式：届出書を鏡野町の窓口提出していただく方式
- 届出受付開始日及び届出期限は次のとおりです。

届出受付開始日

- ① 郵送届出方式：令和 8 年 1 月 14 日（水）
- ② 窓口届出方式：令和 8 年 1 月 14 日（水）

届出期限：令和 8 年 1 月 30 日（金）必着

【郵送届出方式・窓口届出方式の申請方法】

- 記載要領を参考に、届出書に必要事項を記載して、郵送により又は鏡野町子育て支援課の窓口に出してください。
- 届出書を提出される際は、次の書類を添付してください。

- ・ 申請者の方の本人確認書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し
- ※ 外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

【鏡野町からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、鏡野町子育て支援課から問合せを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに鏡野町子育て支援課の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、鏡野町が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、振込日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、物価高対応子育て応援手当は支給されません。
- DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、物価高対応子育て応援手当を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた場合は、支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求めます。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

鏡野町 子育て支援課 電話：0868-54-2991
